

老高発1225第1号  
老認発1225第1号  
老老発1225第1号  
令和7年12月25日

別記団体の長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)  
認知症施策・地域介護推進課長  
(公印省略)  
老人保健課長  
(公印省略)

高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化  
のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。本日公表する令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえ、今後、貴会と連携しつつ、高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底を図り、高齢者虐待の未然防止・再発防止の取組の実効性を高めて参りたいと考えております。

つきましては、下記のとおり速やかに貴会会員への周知を図っていただくとともに、下記1の調査結果のポイントの内容も踏まえ、貴会による高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底に向けた啓発活動の実施に御協力いただきましますようお願い申し上げます。

記

1. 調査結果のポイント

令和6年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の分析結果によって明らかとなった実態は次のとおり。

- ・養介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、引き続き増加したこと。
- ・養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた施設・事業所に占める、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームの割合は、引き続き高い水準で推移している

こと。

- ・養護者による虐待に関して、近年、警察からの通報が増加傾向にあったが、介護・医療等関係者からの通報と比較しても最多となったこと。
- ・養介護施設従事者等による虐待の要因として、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」や、「職員の倫理観・理念の欠如」、「職員のストレス・感情コントロール」が引き続き多いこと。

## 2. 調査結果を踏まえ周知及び啓発を行っていただきたい内容

### (1) 令和6年度介護報酬改定における高齢者虐待防止に関する措置及び身体的拘束等の適正化のための措置等の実施の徹底について

令和6年度介護報酬改定において決定された高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置は以下のとおりであり、その実施の徹底を改めて図ること。

- ・令和6年4月1日から、全ての介護サービス事業者を対象として高齢者虐待防止措置（委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の実施、担当者を置くこと）の実施が義務づけられており、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合には、基本報酬が減算されること
- ・令和6年4月1日から、訪問・通所系介護サービス等に対し、身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録が義務づけられていること
- ・令和7年4月1日から、短期入所・多機能系介護サービスに対し、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）が義務となり、これらの措置が講じられていない場合は、基本報酬が減算されること

なお、施設系・居住系の介護サービスについては、既に身体的拘束等の適正化のための措置の未実施の場合の減算が適用されているところであるが、改めて措置の実施の徹底を図ること。また、有料老人ホームについては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」に規定された内容を遵守すること。

### (2) 令和6年度調査結果において明らかとなった実態を踏まえた高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の実施について

上記（1）の高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置として設置することとされている委員会において、主な虐待の発生要因を踏まえた検討及び研修カリキュラムの内容を検討するとともに（例として、高齢者虐待防止の基礎的な事項に加え、ストレスマネージメントやアンガーマネージメントについての内容を含めるなど）、その内容を踏まえた研修を実施すること。また、引き続き身体的拘束等の適正化についての具体策の検討を行うこと。その際、委員会の運営方法や指針の内容、研修の内容等については、以下の資料や通知を参照すること。

- ・「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」（「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」別冊 令和7年3月,

厚生労働省老健局) (<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>)

- ・「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(令和6年12月6日老発1206 第2号厚生労働省老健局長通知)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index_00003.html))

- ・認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備」令和4年3月版

(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000943605.pdf>)

なお、今年度実施している厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護施設・事業所等における高齢者虐待防止措置等の体制整備の状況等に関する調査研究事業」において、虐待防止や身体的拘束等廃止等に効果的な取組例等を整理し、施設・事業所等向けの普及・啓発資料等を作成し、年度末に報告書と併せて厚生労働省ホームページ\*等にて公表予定であるため、取組の参考としていただきたい。

\* 厚生労働省ホームページ「高齢者虐待防止」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html))

別記

「高齢者施設等における高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための措置の徹底並びに周知に関する取組の実施について（要請）」

別記団体一覧

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会  
公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 全国有料老人ホーム協会  
一般社団法人 全国介護付きホーム協会  
一般社団法人 高齢者住宅協会  
公益社団法人 日本認知症グループホーム協会  
全国グループホーム団体連合会  
特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会  
一般社団法人 全国介護事業者連盟  
一般社団法人 シルバーサービス振興会  
一般社団法人 日本在宅介護協会  
一般社団法人 「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会地域福祉委員会  
一般財団法人 長寿社会開発センター  
公益社団法人 日本介護福祉士会  
日本介護クラフトユニオン（NCCU）  
民間介護事業推進委員会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会  
一般社団法人 全国デイ・ケア協会  
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会  
一般社団法人 全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会